

設計図書に対する質問回答書

(担当課) 千葉県県土整備部都市整備局住宅課

工 事 名	東寺山第二県営住宅 3, 4 号棟屋上防水改修工事（令和 8 年度）
工事場所	千葉市若葉区東寺山町

番号	図面番号等	質問事項	回答
1		<u>現場代理人の常駐について</u> 発注者との連絡体制が確保されている場合、元請けの現場代理人の常駐緩和措置について、協議させていただいてもよろしいでしょうか。	現場代理人の常駐緩和については、千葉県ホームページ掲載の「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」を参照ください。
2		<u>数量について</u> 参考数量書に記載の数量について、誤りや差異があると判断した場合は、どの段階で申し出を行えばよろしいでしょうか。 また、施工段階において数量の増減が確認された場合は、設計変更等により別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	工事の施工にあたり設計図書に疑義が生じた場合は、建設工事請負契約約款第 19 条に基づき確認を請求することができます。 また、施工段階において施工方法等の変更が必要となった場合は別途協議とします。
3		<u>資材価格高騰・供給遅延時の対応について</u> 契約締結後に国際情勢や経済状況の変動等の影響により、資材・原材料の供給不足や価格高騰、納期の遅延等が生じた場合、設計変更による請負代金額の変更（いわゆるスライド条項の適用）や、工期の延長について協議させていただくことは可能でしょうか。	受注者決定後に資材価格の高騰等の変動が生じた場合は、建設工事請負契約約款第 26 条に基づき協議します。また、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合等については、工期延長等の協議をします。 なお、ナフサを由来とする建設資材の流通状況に起因する場合は、千葉県ホームページ「中東情勢の変化によるナフサ由来の建設資材への対応について」を参照ください。
4		外部足場 枠組み足場とありますが同等性能でのくさび足場、次世代足場への変更は可能でしょうか。	図面番号 A-04 別記 2 記載の仮設足場を想定しています。他の工法への変更については、受注者決定後の協議によります。